

SDGs指標の改善を通じた 環境サステナビリティの促進

Project to Promote Environmental Sustainability through Improvements of SDGs Indicators

研究代表者 大久保規子（法学研究科教授）

研究協力者

〔学内〕松本和彦（高等司法研究科教授） 原圭史郎（工学研究科附属フューチャーイノベーションセンター教授） 上須道徳（COデザインセンター特任准教授）

〔学外〕磯野弥生（東京経済大学名誉教授） 高村ゆかり（東京大学未来ビジョン研究センター教授） 柳憲一郎（明治大学法学研究科教授）

山下英俊（一橋大学経済学研究科准教授）

共同研究機関・連携機関

公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団） オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク（オーフス・ネット）

1. プロジェクトの概要

2015年に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、すべての人々の人権の実現を掲げ、実効的な法の支配の重要性を強調しています。「持続可能な開発目標（SDGs）」は三層構造をとっており、①17の目標、②169のターゲットに加え、③231の指標（2020年改訂）が設定されています。指標の検討は国連の統計委員会が担当していますが、①指標は統計データが存在するものに限られること、②実質的に新たな内容を目標に付け加えてはならないこと、③各国の合意が得られること等の制約があります。そのような状況と各国が抱える課題の違いを踏まえると、国連指標の継続的な改善に加え、各国の進捗状況を適切に測ることのできるような実効的な独自指標の開発も重要です。また、統計データでは測ることのできない目標については、定性的な指標の開発が不可欠です。

そこで、本プロジェクトでは、定量的な指標による

進捗評価が困難な目標16に焦点を当てて独自の指標を検討しています。目標16はガバナンスに関するさまざまな要素を含んでいますが、そのうち3つのターゲット（情報アクセス、決定への参加、司法アクセス）は、国際的に「参加原則」の3本柱を成すものとして理解されています。本研究は、日本に適した参加原則の実現をめざすグリーンアクセスプロジェクト（<http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/>）のメンバーを中心に構成されています。

2. 今年度の活動

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、現地調査や対面での議論が大きな制約を受けました。また、7月には、本プロジェクトの中心メンバーであった松本充郎先生（国際公共政策研究科）が病により49歳で早世され、悲しみに打ちひしがれました。

このように内外ともに厳しい状況に直面し、プロジェクトの再編を余儀なくされましたが、本プロジェク



タイ北部での予備調査



SDGsの達成に向けた、進捗評価のための独自指標の検討

トでの議論をもとに、2つの新しい関連プロジェクトをスタートすることができました。

一つは、「自然の権利」に関する研究です。持続可能な発展と人権の関係については、近年、環境に関する権利が急速に拡大していることを踏まえる必要があります。国連の2019年調査によれば、国連加盟国193カ国のうち、すでに80%以上の国（156カ国）が、憲法や法律により環境権を認めています。法令に環境権が明記されていないため、日本は156カ国の中に含まれていませんが、健康に関する権利はかねてより保護されており、また、景観利益のようなものも法的利益として認められるようになってきました。

さらに、最近では、人間の権利だけではなく、自然の権利を認める国も現れています。自然の権利をめぐる議論は半世紀以上続けられており、主張自体は新しいものではありませんが、エクアドルが憲法に自然の権利を明記し（2008年）、ボリビアでは「母なる地球の権利法」（2010年）が成立するなど、憲法や法律により、自然の権利を実定法化し、これを保護するための制度や基準の整備が始まったことが大きな特徴です。そこで、「自然の権利の理論と制度－自然と人間の権利の体系化をめざして」（科研基盤A）を開始し、今年度から5年間かけて研究を進めることになりました。

もう一つは、タイにおけるコミュニティ参加型の自然資源管理に関する研究です。タイ憲法は、自然資源に係るコミュニティの管理・利用権、参加権等を保障しており、2019年に水資源法とコミュニティ・フォレスト法が相次いで制定されました。そこで、チェンライにある Mae Fah Luang University と協働し、「タイにおけるコミュニティ参加型水・森林管理法の執行強化に関する制度的・実態的研究」（科研国際共同研究強化B）を開始しました。この研究では、①コミュニティの権利の内容と性質、②新法の到達点と課題、③コミュニティ参加型の組織と手続の具体的あり方を検討し、新法の執行強化と改善に向けた具体策を明らかにすることにより、持続可能な自然資源管理と自然資源をめぐる紛争の解決に寄与することをめざしています。

これらに加え、今年度は持続可能性の評価手法の検討に重点を置きました。まず、大学の持続可能性評価について、インドネシア大学のイニシアティブにより

実施されている「グリーンメトリック」について、大阪大学が仮にこの取組みに参加する場合の課題も含めて議論しました。これは、大学のインフラ、エネルギー、交通、教育・研究等、6分野に関する5段階評価であり、オープンスペース率等、現在の大阪大学の環境目標にはない項目も含まれています。2019年

は85カ国780大学が参加しており、上位校にはケンブリッジ大学やカリフォルニア大学デービス校等が含まれています。SDGsの取組みでは、自分の得意分野だけではなく、弱い分野を改善していくことが求められますが、学術的に著名な大学は環境の持続可能性評価でも上位にランキングされていることがわかります。

また、東京オリンピックの例等を取り上げて、持続可能性アセスメント（SIA）の検討も行いました。SIAは政策、計画等について環境、社会、経済の観点から複数案を比較評価して最終決定に反映させる手法であり、持続可能な発展を実現するための有効なツールとされています。日本では未だ導入されていませんが、東京オリンピックに関しては自主的に社会・経済項目も含めたアセスメントが行われています。そこで、本プロジェクトのメンバーで「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」会長の柳憲一郎明治大学法学部教授の報告をもとに、SDGsへの貢献を掲げる大阪・関西万博についても、自主的なSIAの実施やイベントの持続可能性に関するISO20121の取得を呼びかけていくべきであるなどの議論が交わされました。



グリーンメトリックガイドライン

3. プロジェクトの今後

次年度も、前年度に引き続き、環境がバナンスに関する理論的な課題に焦点を当てて国際比較を行い、日本の強みについて情報発信するとともに、改善すべき点を明らかにしていきたいと考えています。